

【声明】加害者の事実認定と謝罪なしに被害者に和解を強要する文喜相<sup>ムンヒサン</sup>国会議長の「記憶・和解・未来財団法案」と「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法一部改正法律案」に反対する。

文喜相国会議長が提案した「記憶・和解・未来財団法案」と「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法一部改正法律案」（以下「文喜相案」という）が2019年12月18日に発議された。文喜相案はあたかも「韓日対立の解決策」であるかのように、韓国と日本で鳴り物入りで多くの報道がなされたが、蓋を開けてみれば法案発議に必要な最少人数10人をようやく超える14人で発議された。[文喜相（無所属）、キム・ギョンジン（無所属）、キム・ソンス（共に民主党）、キム・セヨン（自由韓国党）、キム・ジンピョ（共に民主党）、キム・テニョン（共に民主党）、ペク・ジェヒョン（共に民主党）、ソ・チョンウォン（無所属）、ユン・サンヒョン（自由韓国党）、イ・ドンソプ（正しい未来党）、チョン・ビョングク（正しい未来党）、チョン・ソンホ（共に民主党）、チョ・ベスク（民主平和党）、ホン・イルピョ（自由韓国党）] 法案の内容や発議の日も事前に透明性をもって公開されなかった。日帝時期強制動員被害者のための法律だというのが、肝心の被害者らはその内容を全く知ることもできず、いつ発議されるかも知らなかった。

文喜相案の核心は記憶・和解・未来財団を韓国・日本企業と両国市民の自発的な「寄付金」によって設立し、この財団が強制動員被害者らに慰謝料を支払った後、慰謝料の支払いを受けた被害者らの日本企業に対する裁判請求権を消滅させるというものだ。しかし、強制動員問題は韓国大法院判決により明確に確認されたように、反人道的不法行為に関するものである。植民地時代、日本政府と日本企業が数十万の朝鮮の若者たちを連れて行き、賃金さえもとみに与えないまま過酷で危険な環境での労働を強要した戦争犯罪である。その不法行為を、その犯罪行為を、「解決」すると法律だというならば、少なくとも加害者の責任が明確に明らかにされねばならない。加害者が事実を認めること、被害者に対して謝罪することか必要である。

しかし文喜相案にはそのどれも無い。単なる不存在ではなく、自発性を前提とする「寄付金」という用語を使って日本企業の責任を明示的に免除してやっている。文喜相案が20代国会のうちに通過する可能性はほとんどないと見られるが、この法案が通過したとしても、日本製鉄、三菱重工業、不二越のような強制動員加害企業には寄付金さえ出さず義務がない。結局、文喜相案は加害者ではなく被害者を清算する法律である。被害者らに「日本企業に対して訴訟しない」という覚書を書く代わりに名前も目的もないお金を受けとれというのである。

文喜相案が作ろうという財団の名前である「記憶・和解・未来財団」は、ドイツ政府と

ドイツ企業がナチス期強制動員被害者に謝罪して補償するために設立した「記憶・責任・未来財団」の名前を借用した。文喜相議長室関係者もこれを認めた。ふたつの財団の間で取り換えられた単語がまさに「責任」である。ドイツは加害者であるドイツ政府とドイツ企業が財団を作り運用した。それ自体でも責任を履行するものであるが、ドイツはさらに積極的な姿勢で、財団の名前にも「責任」を入れて強調した。ところが文喜相案は韓国政府が運用する財団を作ろうとしながら、その名前に「責任」さえ入れることができず、「和解」という単語を代わりに入れた。日本の責任を問う法律ではないことをあまりにも露骨に自ら認めているのだ。責任の代わりに和解を語るが、その和解とは被害者が加害者の顔を見ることも謝罪の言葉も聞くこともできないまま、「金を受け取れば訴訟できない」という財団の言葉を聞く和解にすぎない。

昨年の大法院判決とその後の訴訟の原告ら、その原告らを代理した弁護士ら、支援団体らは文喜相議長側からいかなる協議も意見交換の提案も受けられなかった。2019年11月27日に抗議訪問の形で文喜相議長や秘書陣としばらく面談したのが全てだったが、そのとき聞いたのは「何も確定しなかった」、「要求があれば書いて出せ」、「あなたたちだけが被害者なのか」という話だった。青瓦台、外交部と意見交換して法案を準備しているのかという質問には回答もしなかった。その後文喜相議長側は「反対する被害者は一部であり、反対団体のほとんどは直接的な被害者ではない」と文喜相案の正当性を力説した。事実に合わないばかりか、度を越えた攻撃である。文喜相案が強制動員問題の解決策であるなら、その立法と執行のために、反対する市民社会と被害者に説明をして説得しなければならない。ところがそのような努力を試みることもなく「反対する被害者は一部」と規定し、反対する人々を非難して排除しておいて、この法案が果たして「和解」を達成する解決策になることができるのだろうか。

この声明に連名した私たちは文喜相案に反対する。外交的対立を解決しなければならないという大義を押し立て、被害者らと被害者の代理人を排除したまま発議しようとする文喜相案は、2015年慰安婦合意の誤りを繰り返すだけである。人権侵害の被害者に対する加害者の事実認定と謝罪なしに和解だけのために法律を作ることは、社会的に和解を強要することである。これは被害者の正当な権利を剥奪する新しい人権侵害になりうる。

加害者らの責任を免除し、被害者に和解を強要することは韓国の立法府が行うことでは決していない。私たちは文喜相案が立法されることを阻止するために努力するものである。

2019年12月18日

強制動員被害者訴訟代理人	弁護士 <small>キム セ ウン</small> 金世恩 (法務法人へマル)
	弁護士 <small>キム ジョンヒ</small> 金正熙 (法務法人チウム)
	弁護士 <small>イサン カブ</small> 李相甲 (法務法人共感)
	弁護士 <small>イム ジェソン</small> 林宰成 (法務法人へマル)
	弁護士 <small>チェボン テ</small> 崔鳳泰 (法務法人三一)
強制動員被害者訴訟支援団	勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会 民族問題研究所 太平洋戦争被害者補償推進協議会

[→HOME](#)